2013 年度事業計画（補正）

1.　仲裁・調停等業務及び事前相談への対応　（toto 助成事業）

・　2013 年度の仲裁・調停等業務について

スポーツ仲裁・調停等申立想定件数：仲裁 6 件、調停 4 件

手続費用支援（1 事案 1 当事者 30 万円）：仲裁・調停 3 件

・　事前相談への対応について

相談対応者：仲裁・調停等専門職員　2 名程度（交代勤務）

2. スポーツ仲裁シンポジウムの開催　（toto 助成事業）

スポーツ仲裁・調停等に関する各方面の理解を増進するためシンポジウムを開催する。今年度は「日本スポーツ仲裁機構設立 10 周年記念シンポジウム」として「スポーツの発展とスポーツ仲裁―The Advancement of Sport through Sports Arbitration―」のテーマで実施する。(別添「概要」参照)

3. 理解増進活動の展開　（文科省受託事業）

理解増進事業専門職員：1~2 名（週 5 日勤務）、理解増進事業補助職員：2～4 名

（１）競技者・指導者等を対象とする活動

活動方法：競技者・指導者等に対して、研修会及び国体等でアウトリーチ活動をおこなう。また、同研修会には、JADA と共同で行う研修会も含む。また、仲裁条項を採択していない統括競技団体への研修会を積極的に企画する。

活動スケジュール：研修会年間２０回程度、アウトリーチ活動年間２回程度

（２）競技団体等を対象とする活動

活動方法：競技団体等に対して、説明会を開催する。また、仲裁条項を採択していない統括競技団体への研修会を積極的に企画する。

活動スケジュール：説明会年間２回程度、JADA 主催競技団体連絡協議会年間２回程度

（３）仲裁人等を対象とする活動

活動方法：仲裁人等候補者に対して、研修会を行う。また、併せてドーピング仲裁についての研修を行う。

活動スケジュール：スポーツ仲裁法研究会及びドーピング仲裁研修会年間３回程度

4. 海外派遣研修事業の実施　（文科省受託事業）

・派遣先：国外に所在するスポーツ仲裁機関、スポーツ法を中心に取り扱う法律事務所、あるいはスポーツ法・スポーツ仲裁等の紛争解決を研究している大学研究室等にて、実務研修を行う。

・派遣人数：2 名（公募）

・派遣期間：原則として６ヵ月ないし８ヵ月程度の中長期とする。
・派遣先の国については既に派遣実績のある国(英国、カナダ、オーストラリア)以外の国への派遣可能性を探る。派遣前後は、当機構において理解増進事業専門職員として職務を行い派遣の準備及び報告に備え、より充実した内容の派遣を目指す。

5. 調査研究事業の実施　（文科省受託事業）

当機構はスポーツ紛争の仲裁・調停を行うわが国唯一の機関であるが、英国やカナダなどを除きほとんどの国には類似の機関は存在しない。しかし、スポーツ団体と選手との関係又はスポーツ団体内部においてスポーツ紛争が生じることは各国に共通することでありいろいろな解決方法が採られている。文科省の受託を受けてこれまでに、ドーピングに関する諸外国の法制度、ドーピング仲裁判断に関する評釈、スポーツ界のガバナンス強化等について調査研究を行ってきたが、諸外国のスポーツ紛争の実情がどうでありそれがどのように解決されているかについては情報がない。そのために「諸外国におけるスポーツ紛争及びその解決方法の実情に対する調査研究」(仮題)を行う。本年度は英語圏以外の国としてフランス（ 又はフランスとドイツ両国 ）を対象とし、スポーツを統括している政府、オリンピック委員会等の統括団体、傘下の種目別統括競技団体をピックアップしてヒヤリングを行うなど実情を調査研究する。

・　研究体制：委員会６名程度。委員長を中心に、諸外国の調査研究を行う。
・　研究スケジュール：年間 5-～6 回の委員会を開催し、後期(秋～冬)に現地調査を行う。報告書を作成し公表する。

6. 調査研究事業の実施　（ミズノスポーツ振興財団助成事業）

前年度に引き続きスポーツ仲裁裁判所(CAS)及び諸外国における紛争事例についての分析及び研究を行う。研究会を年５回程度開催する。

以上